

○富津市パブリックコメント手続実施要綱

平成19年2月1日告示第7号

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項を定めることにより、市の重要な施策の意思決定の過程における公正の確保及び透明性の向上並びに市民との協働の機会の拡大を図り、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の重要な施策の意思決定の過程において、当該施策の案を公表し、市民等からの意見を広く求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事業所等を有するもの
- (3) 市内に通勤又は通学をする者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる施策（以下「対象施策」という。）について、パブリックコメント手続を行うものとする。ただし、意見を聴取する手続が法令等により定められている場合は、この限りでない。

- (1) 市の基本的な計画又は基本方針の策定又は重要な変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、当該対象施策の案（以下「施策案」という。）を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により施策案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 施策案の概要

- (2) 施策案の趣旨、目的及び背景
- (3) その他市民等が施策案を理解するために必要と認められるもの
(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 各施策担当課、行政資料コーナー及び市民会館における閲覧
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) その他実施機関が必要と認める方法

2 実施機関は、前項各号に定めるもののほか、必要に応じ広報紙への掲載、報道機関への情報提供その他の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。

3 前条の規定による公表を行うときは、意見の提出先、提出方法、提出期間その他必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見の提出)

第6条 実施機関は、市民等が施策案についての意見を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として1か月程度を目安として提出期間を定めるものとする。

2 意見の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面による直接提出
- (2) 電子メール
- (3) ファクシミリ
- (4) 郵便
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 意見の提出を行うものは、氏名又は名称及び住所並びに事業所等にあつては、その代表者の氏名を明らかにするものとする。

(意見の取扱い)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して対象施策についての意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により対象施策についての意思決定を行ったときは、富津市情報公開条例（平成16年富津市条例第9号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 意見の概要
- (2) 意見に対する実施機関の考え方
- (3) 施策案の修正を行ったときは、修正した内容

3 提出された意見に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見のうち類似の意見及びこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとする。

4 第5条第1項及び第2項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、パブリックコメント手続の実施状況についてその一覧表を作成し、行政資料コーナー、市民会館及び市ホームページに掲載するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に立案過程にある対象施策については、この要綱の規定は適用しない。ただし、可能な範囲において、パブリックコメント手続に準じた手続を実施するものとする。

附 則 (平成24年6月1日告示第113号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第48号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。